

物価連動国債の代用有価証券対象化に伴う
信認金及び取引参加者保証金の代用有価証券に関する規則の一部改正について

2018年4月12日
株式会社大阪取引所

I. 趣旨

当社は、信認金及び取引参加者保証金の代用有価証券に関する規則の一部改正を行い、本年5月1日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

物価連動国債を代用有価証券として取り扱うにあたっては連動係数を踏まえた時価評価を行う必要がありますが、システム対応の必要性や発行規模に鑑み、これまで運用により物価連動国債は信認金及び取引参加者保証金の代用有価証券として預託対象外としていました。

今般、株式会社日本証券クリアリング機構の国債店頭取引清算業務において物価連動国債を清算対象とすることにより、物価連動国債について連動係数を踏まえた時価評価をシステム上で行うことが可能となることや市場環境の変化を踏まえ、物価連動国債を信認金及び取引参加者保証金の代用有価証券の預託対象とし、かつ、時価の取扱いについて規定するため、所要の改正を行うものです。

II. 改正概要

- ・物価連動国債の時価評価について、連動係数を考慮した値とします。

(備考)

- ・信認金及び取引参加者保証金の代用有価証券に関する規則 別表

III. 施行日

2018年5月1日から施行します。

以上